

本部認証に関する実地審査実施要領

平成 25 年 9 月 27 日 25 福保健食第 1131 号 食品医薬品安全担当部長決定

(目的)

第 1 この要領は、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第 2 の 1 (6)に定める本部認証に関する実地審査について、必要な事項を定め、もって認証制度を適正に運営することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 この要領は、要綱第 4 の 3 に定める本部による衛生管理の統括管理システムに対する実地審査について適用する。

(実地審査の対象)

第 3 本部認証に関する実地審査は次に掲げる施設等に対して行う。

- 一 本部
- 二 本部が統括し統一的な衛生管理を行う施設

2 ただし、1 二の施設について、要綱別表第 2 の給食、調理又は販売にあたる場合は、抽出した施設を実地審査の対象とすることができる。

(対象施設の抽出方法)

第 4 第 3 の 2 に基づく対象施設の抽出は、指定審査事業者が行う。

2 対象施設の抽出数は第 3 の 1 二の施設数の平方根の値以上とする。

3 対象施設の抽出にあたっては、抽出数の四分の一以上を無作為に選択することが望ましい。

4 3 によらない対象施設の抽出にあたっては、次に掲げる事項を踏まえること。

- 一 内部監査の結果または以前の審査結果（結果が良好でなかった施設を重点的に選択すること）
- 二 苦情を含む事故等の記録
- 三 施設の規模
- 四 地理的分散
- 五 前回の認証後、新たに追加された施設

(その他)

第 5 この要領に定めるもののほか、本部認証に関する実地審査に必要な事項は、食品医薬品安全担当部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。